

緊急

令和7年1月

農家の皆さまへ

□■□ 農業用融雪剤購入助成事業 ■□■

豪雪による、果樹の樹体損傷の軽減、育苗ハウス等の早期復旧を図るため、園地に散布する融雪剤の購入費に対して下記のとおり助成します。申請される方は必要書類を持参の上、農業振興課までお越しください。

ただし、つがるにしきた農協鶴翔支店で購入された分は、申請不要です。同農協が代わりにまとめて申請します。

※果樹園地、育苗ハウス用を問わず、農業用に購入した物は全て対象です。

- 対象者…鶴田町に住所を有する農業者(ただし、町税等の滞納がない方)
- 対象資材…令和6年12月1日～令和7年3月20日の期間に購入した、農業用融雪剤(ほ場に有害な融雪剤等は対象外)
※農業用に購入した物は全て対象です。
- 助成内容…(1)10アールあたり3袋(60kg又は5ℓ相当分)まで
(2)10アールあたり2,000円以内の助成。
(3)購入金額の1/2以内
ただし、1円未満の端数があるときはこれを切り捨てます。
- 助成対象となる最大面積は、農地基本台帳の農地面積です。
【なお、10アールに満たない面積は切り捨てとします。
例) 作付面積が2反7畝 → 最大で2反分の4000円が助成対象となります。
作付面積が 9畝 → 1反未満なので対象となりません。
- 作付面積に対しての助成ではありません。

●受付日時…2月3日(月)～3月31日(月) 9時～12時、13時～16時(平日のみ)

●受付場所…役場2階 農業振興課

●持参するもの ・融雪剤の購入が確認できるもの(領収書、レシートなど)
・補助金振込先の通帳
・認印

◆つがるにしきた農協鶴翔支店で購入された方は、申請不要です。
同農協鶴翔支店以外で購入したのものもある場合は、申請が必要となりますので、ご注意下さい。